

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例（案）

条 項	概 要	従う or 参酌
第一章 総則		
第〇条	趣旨	—
第〇条	最低基準の目的	—
第〇条	最低基準の向上	—
第〇条	最低基準と家庭的保育事業者等	—
第〇条	家庭的保育事業者等の一般原則	参酌
第〇条	保育所等との連携	従う
第〇条	家庭的保育事業者等と非常災害	参酌
第〇条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	参酌
第〇条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	参酌
第〇条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従う・参酌
第〇条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従う
第〇条	虐待等の禁止	従う
第〇条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う
第〇条	衛生管理等	参酌
第〇条	食事	従う
第〇条	食事の提供の特例	従う
第〇条	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌
第〇条	家庭的保育事業所等内部の規程	参酌
第〇条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	参酌
第〇条	秘密保持等	従う
第〇条	苦情への対応	参酌
第二章 家庭的保育事業		
第〇条	設備の基準	参酌
第〇条	職員	従う
第〇条	保育時間	参酌
第〇条	保育の内容	従う
第〇条	保護者との連絡	参酌
第三章 小規模保育事業		
第一節 通則		
第〇条	小規模保育事業の区分	従う
第二節 小規模保育A型		

第〇条	設備の基準	参酌
第〇条	職員	従う
第〇条	準用	—
第三節 小規模保育B型		
第〇条	職員	従う
第〇条	準用	—
第四節 小規模保育C型		
第〇条	設備の基準	参酌
第〇条	職員	従う
第〇条	利用定員	従う
第〇条	準用	—
第四章 居宅訪問型保育事業		
第〇条	居宅訪問型保育事業	従う
第〇条	設備及び備品	参酌
第〇条	職員	従う
第〇条	居宅訪問型保育連携施設	従う
第〇条	準用	—
第五章 事業所内保育事業		
第〇条	利用定員の設定	参酌
第〇条	設備の基準	参酌
	設備の基準（調理室に係る部分のみ）	従う
第〇条	職員	従う
第〇条	連携施設に関する特例	従う
第〇条	準用	—
第〇条	職員	従う
第〇条	準用	—
附 則		
第〇条	施行期日	—
第〇条	食事の提供の経過措置	従う
第〇条	連携施設に関する経過措置	従う
第〇条	小規模保育B型に関する経過措置	従う
第〇条	利用定員に関する経過措置	従う